

I P 通信網サービス契約約款 別冊【現改比較表】(オープンコンピュータ通信網サービス(第2種オープンコンピュータ)通信網サービスに限ります。)

2023年3月1日現在

～2023年3月31日	2023年4月1日～
<p>目次(略)</p> <p>第1章～第8章(略)</p> <p>別記</p> <p>1 第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る移動無線装置の提供</p> <p>(1) 当社は、第2種契約者(料金表第1表(料金)に規定するタイプ6-2 <u>又はタイプ6-3のコース1</u>)に係る者に限ります。以下、1において同じとします。)から請求があったときは、その第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る移動無線装置をタイプ6-2 <u>及びタイプ6-3のコース1</u>に係るものについては、当社から提供します。この場合、第2種契約者は料金表第3表(附帯サービスに関する料金)に規定する料金の支払いを要します。</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>(7) 第2種契約者(タイプ6-2 <u>及びタイプ6-3のコース1</u>に係る者に限ります。)は、その第2種契約の解除または移動無線装置の廃止があったとき、その移動無線装置を当社が指定する方法(https://service.ocn.ne.jp/mobile/member/simcard/index.html)により速やかに返還していただきます。</p> <p>(8)～(12) (略)</p> <p><u>(13) (4)の場合において、令和5年3月16日以降、タイプ6-3のコース1に係る第2種契約者は、当社に対し、移動無線装置の補充、修繕等の請求はできません。</u></p>	<p>目次(略)</p> <p>第1章～第8章(略)</p> <p>別記</p> <p>1 第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る移動無線装置の提供</p> <p>(1) 当社は、第2種契約者(料金表第1表(料金)に規定するタイプ6-2に係る者に限ります。以下、1において同じとします。)から請求があったときは、その第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係る移動無線装置をタイプ6-2に係るものについては、当社から提供します。この場合、第2種契約者は料金表第3表(附帯サービスに関する料金)に規定する料金の支払いを要します。</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>(7) 第2種契約者(タイプ6-2に係る者に限ります。)は、その第2種契約の解除または移動無線装置の廃止があったとき、その移動無線装置を当社が指定する方法(https://service.ocn.ne.jp/mobile/member/simcard/index.html)により速やかに返還していただきます。</p> <p>(8)～(12) (略)</p> <p>(13) 削除</p>

～2023年3月31日

2023年4月1日～

(14) (略)

料金表

通則 (略)

第1表 料金 (附帯サービスの料金を除きます。)

第1 利用料金

1 第2種契約に係るもの

1-1 適用

区 分	内 容
(1) ~ (12)	(略)
(13) 最低利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用	<p>ア 第2種オープンコンピュータ通信網サービス (タイプ3のコース1のメニュー1、コース2及びコース3 <u>並びにタイプ6-3のコース1 (移動無線装置を提供するものに限ります。)</u>)に限ります。) には、最低利用期間があります。</p> <p>(ア) 最低利用期間は、第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から24料金月とします。</p> <p>(イ) 第2種契約者は、(ア)に規定する最低利用期間内に最低利用期間に係る第2種オープンコンピュータ通信網サービスの細目若しくは区分等の変更又は第2種契約の解除 (第17条 (第2種契約者が行う第2種契約の解除) に規定する初期契約解除を除きます。) があったときは、当社が定める期日まで</p>

(14) (略)

料金表

通則 (略)

第1表 料金 (附帯サービスの料金を除きます。)

第1 利用料金

1 第2種契約に係るもの

1-1 適用

区 分	内 容
(1) ~ (12)	(略)
(13) 最低利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用	<p>ア 第2種オープンコンピュータ通信網サービス (タイプ3のコース1のメニュー1、コース2及びコース3に限ります。) には、最低利用期間があります。</p> <p>(ア) 最低利用期間は、第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から24料金月とします。</p> <p>(イ) 第2種契約者は、(ア)に規定する最低利用期間内に最低利用期間に係る第2種オープンコンピュータ通信網サービスの細目若しくは区分等の変更又は第2種契約の解除 (第17条 (第2種契約者が行う第2種契約の解除) に規定する初期契約解除を除きます。) があったときは、当社が定める期日までに、同表に規定する違約金を支払っていただきます。</p>

～2023年3月31日	2023年4月1日～
-------------	------------

	でに、同表に規定する違約金を支払っていただきます。	
	区分	違約金
	タイプ3のコース1のメニュー1	5,000 円（不課税）
	タイプ3のコース2	8,000 円（不課税）
	タイプ3のコース3	8,000 円（不課税）
	<u>タイプ6-3のコース1</u>	<u>9,975 円（不課税）</u>
	(ウ) (略)	
(14)～(29)	(略)	

1-2 料金額 (略)

第2 手続きに関する料金 (略)

第2表 工事に関する費用（工事費（附带サービスの工事費を除きます。）） (略)

第3表 附带サービスに関する料金

第1 移動無線装置使用料

1 適用

区 分	内 容
移動無線装置使用料の適用	当社は、第2種オープンコンピュータ通信網サービス（タイプ6-2及び <u>タイプ6-3のコース1</u> に係るも

	区分	違約金
	タイプ3のコース1のメニュー1	5,000 円（不課税）
	タイプ3のコース2	8,000 円（不課税）
	タイプ3のコース3	8,000 円（不課税）
	(ウ) (略)	
(14)～(29)	(略)	

1-2 料金額 (略)

第2 手続きに関する料金 (略)

第2表 工事に関する費用（工事費（附带サービスの工事費を除きます。）） (略)

第3表 附带サービスに関する料金

第1 移動無線装置使用料

1 適用

区 分	内 容
移動無線装置使用料の適用	当社は、第2種オープンコンピュータ通信網サービス（タイプ6-2に係るものに限ります。）の契約にあ

～2023年3月31日	2023年4月1日～
-------------	------------

	のに限ります。)の契約にあたって、移動無線装置使用料を適用します。
1 当社は、移動無線装置使用料を適用するにあたって、次表のとおり移動無線装置の種別を定めます。	
種 別	内 容
W i F i ルータータイプ	1の第2種契約(タイプ6-2 <u>又はタイプ6-3のコース1</u> に係るものに限ります。)において、複数の自営端末設備と通信を行うことができるもの
<u>U S Bタイプ</u>	<u>1の第2種契約(タイプ6-3のコース1に係るものに限ります。)</u> において、 <u>1の自営端末設備と通信を行うことができるもの</u>
2 <u>第2種契約者(タイプ6-3のコース1に係る者に限ります。)</u> は、前項に規定する移動無線装置種別の変更(W i F i ルータータイプ又はU S Bタイプへの変更に係るものを除きます。)の請求を1料金月につき1回まで行うことができます。移動無線装置の最低利用期間以内に変更を行った場合、料金表第1表(料金)に規定する違約金を支払っていただきます。	
3 (略)	
4 第2種契約者(タイプ6-2 <u>及びタイプ6-3のコース1</u> に係る者に限ります。)からの申込みを承諾した日から起算して10日後を含む料金月の翌料金月から移動無線装置使用料に規定する料金を適用します。	

	たつて、移動無線装置使用料を適用します。
1 当社は、移動無線装置使用料を適用するにあたって、次表のとおり移動無線装置の種別を定めます。	
種 別	内 容
W i F i ルータータイプ	1の第2種契約(タイプ6-2に係るものに限ります。)において、複数の自営端末設備と通信を行うことができるもの
2 <u>削除</u>	
3 (略)	
4 第2種契約者(タイプ6-2に係る者に限ります。)からの申込みを承諾した日から起算して10日後を含む料金月の翌料金月から移動無線装置使用料に規定する料金を適用します。	
5 当社は、1の第2種契約(タイプ6-2に係る者に限ります。)につき1の移動無線装置を	

～2023年3月31日

2023年4月1日～

5 当社は、1の第2種契約（タイプ6-2 [及びタイプ6-3のコース1](#)に係る者に限ります。）につき1の移動無線装置を提供します。

6 当社は、移動無線装置（タイプ6-2 [及びタイプ6-3のコース1](#)に係るものに限ります。）の提供に係る料金を料金表通則の規定に準じて取り扱います。

7 当社は、Wi-Fiルータータイプ又はUSBタイプに係る申込みがあったとしても、この申込みを承諾しません。

2 移動無線装置使用料

区 分	内 容	料 金 額
Wi-Fiルータータイプ（タイプ6-2に係るものに限ります。）	1台ごとに	600円（660円）
Wi-Fiルータータイプ（タイプ6-3に係るものに限ります。）	1台ごとに	934円（1,027.4円）
USBタイプ（タイプ6-3に係るものに限ります。）	1台ごとに	700円（770円）

第2～第5（略）

第4表 プリペイドパッケージに関する料金（略）

提供します。

6 当社は、移動無線装置（タイプ6-2に係るものに限ります。）の提供に係る料金を料金表通則の規定に準じて取り扱います。

7 当社は、Wi-Fiルータータイプに係る申込みがあったとしても、この申込みを承諾しません。

2 移動無線装置使用料

区 分	内 容	料 金 額
Wi-Fiルータータイプ（タイプ6-2に係るものに限ります。）	1台ごとに	600円（660円）

第2～第5（略）

第4表 プリペイドパッケージに関する料金（略）